

## 社会福祉法人 横浜共生会

### 施設関係慶弔規約

1. この規約は横浜共生会に勤務する職員及び施設利用者の慶弔に関して定める。
2. 職員又は施設利用者等に慶弔の事実が生じた時は、本人又は家族に速やかに金品を贈りその意を表する。
3. 職員の慶弔の範囲及び金品の額は次の通りとし、法人理事長名で贈る。

慶 祝	常勤職員	その他の職員
本人の結婚	10,000円と祝電	5,000円
本人又は配偶者の出産	5,000円	3,000円

弔 慰	常勤職員	その他の職員
本人の死亡	10,000円と供花	5,000円と弔電
配偶者の死亡	10,000円と供花	5,000円
子女、両親の死亡	10,000円	5,000円
同居の家族（姉弟、配偶者の両親、祖父母等）	5,000円又は弔電	弔電

\* 供花は 15,000 円程度のものとする。

4. 利用者の慶弔の範囲及び金品の額は次の通りとし、各施設長名で贈る。また、各施設長の判断において、個別の利用頻度等により入所利用者に準ずる取り扱いを行う。

弔 慰	入所利用者	その他の利用者
本人の死亡	10,000円と弔電	5,000円又は弔電又は花束
父母又は配偶者の死亡	5,000円又は弔電又は花束	5,000円又は弔電又は花束

\* 花束は 3,000 円程度のものとする。

5. 前2項の金品内容については、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。
6. 第3項及び第4項の事務手続き及び支出は各所属施設にておこなう。

#### 附 則

- 1 この規約の施行に関して必要な事項は理事長が定める。
- 2 この規約は平成7年4月1日から施行する。
- 3 この規約は平成22年1月1日から施行する。
- 4 この規約は平成26年1月1日から施行する。